

## 監督署の窓口

令和2年はコロナにより  
世の中に様々な影響が生じ



48

名古屋北労働基準監督署長

やなぎさわ 柳澤 たかふみ 隆文

ました。活動自粛によりス  
ポーツ、コンサートなど多  
くのイベントが中止、延期、  
規模縮小になりました。企  
業関係では、出張の見合せ、  
在宅勤務・モバイルワーク

等テレワークの拡大など業  
務の進め方や就労状況の変  
化。はたまた、学校のオン  
ライン授業・オンライン就  
活、オンライン飲み会など  
の各種オンライン化。そし  
て何より様子が変わったと  
感じたのが、乗客全員がマ  
スクを着用している通勤時  
の列車内。当初は、白、黒、  
青のカラーでしたが、色柄  
物も増えており、見慣れた  
せいいか最近では違和感もな  
くなっています。

当署でも、透明のビニー  
ルの幕を設置して、感染防  
止を図りながら、来庁され  
る方への窓口対応を行って  
います。36協定の届出、健  
康診断結果報告の提出、労  
災請求の申請などを受け付  
けています。また、事業主  
や労働者の方が来られたり、  
電話による雇用の条件等を  
めぐる相談も日々多く寄せ  
られています。

うにすることを目的に改正  
されたパートタイム・有期  
雇用労働法及び労働者派遣  
法の規定（中小企業は令和  
3年4月からの施行）に違反  
する可能性があります。

『社員か否かなど就労形  
態の違いにより休業手当や  
年次有給休暇に関する取扱  
いはどうすべきか？』

『労働者の労働契約の内  
容を変更するときに、注意  
すべき点は？』

することができます。要件  
としては、  
①労働者の受ける不利益  
の程度、労働条件の変更の  
必要性、変更後の就業規則  
の内容の相当性、労働組合  
等との交渉の状況その他の  
就業規則の変更に係る事情  
に照らして合理的なもので  
あること

②変更後の就業規則を労  
働者に周知させること  
です。なお、就業規則の  
変更に際しては、労働基準  
法第90条により、事業場に  
労働者の過半数で組織する  
労働組合がある場合にはそ  
の労働組合、過半数労働組  
合がない場合は労働者の過  
半数を代表する者の意見を  
聴かなければなりません。

コロナ禍で経済雇用情勢  
等厳しい中ではあります  
が、事業場における労働条件の  
確保改善はとても重要です。  
皆さまの事業場における労  
働問題に関する相談等があ  
れば、引き続き当署や労働  
局の相談窓口をご利用くだ  
さい。

うにすることを目的に改正  
されたパートタイム・有期  
雇用労働法及び労働者派遣  
法の規定（中小企業は令和  
3年4月からの施行）に違反  
する可能性があります。

『社員か否かなど就労形  
態の違いにより休業手当や  
年次有給休暇に関する取扱  
いはどうすべきか？』

『労働者の労働契約の内  
容を変更するときに、注意  
すべき点は？』

することができます。要件  
としては、  
①労働者の受ける不利益  
の程度、労働条件の変更の  
必要性、変更後の就業規則  
の内容の相当性、労働組合  
等との交渉の状況その他の  
就業規則の変更に係る事情  
に照らして合理的なもので  
あること

②変更後の就業規則を労  
働者に周知させること  
です。なお、就業規則の  
変更に際しては、労働基準  
法第90条により、事業場に  
労働者の過半数で組織する  
労働組合がある場合にはそ  
の労働組合、過半数労働組  
合がない場合は労働者の過  
半数を代表する者の意見を  
聴かなければなりません。

コロナ禍で経済雇用情勢  
等厳しい中ではあります  
が、事業場における労働条件の  
確保改善はとても重要です。  
皆さまの事業場における労  
働問題に関する相談等があ  
れば、引き続き当署や労働  
局の相談窓口をご利用くだ  
さい。